

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

| | |
|---------------------|--|
| 会議の名称 | 令和5年度(2023年度)第2回枚方市上下水道事業経営審議会 |
| 開催日時 | 令和5年(2023年)11月27日(月) 開始時刻 13時30分 終了時刻 15時10分 |
| 開催場所 | 枚方市上下水道局 管理棟4階 大会議室 |
| 出席者 | 真山会長、笠原委員、西浦委員、中川委員、中島委員、河本委員 山城委員、覚道委員 |
| 欠席者 | 八木副会長、浦上委員、松原委員 |
| 案件名 | 1. 令和4年度水道事業経営評価・施策評価について 2. 令和4年度下水道事業経営評価・施策評価について 3. その他 |
| 提出された資料等の名称 | 資料1 ビジョンの推進(評価)について 資料2-1 収支状況(水道) 資料2-2 令和4年度 水道事業 経営比較分析表 資料3-1 枚方市水道ビジョン 2022 施策評価一覧表【R4年度】 資料3-2 令和4年度「枚方市水道ビジョン2022」 施策評価シート 資料3-3 具体的取組のR5年度目標一覧(「水道ビジョン2022」 施策評価) 資料4-1 収支状況(下水) 資料4-2 令和4年度 下水道事業 経営比較分析表 資料5-1 枚方市下水道ビジョン 2022 施策評価一覧表【R4年度】 資料5-2 令和4年度「枚方市下水道ビジョン2022」 施策評価シート 資料5-3 具体的取組のR5年度目標一覧(「下水道ビジョン2022」 施策評価) 参考資料1 第1回上下水道事業経営審議会の施策評価に関する 意見への対応一覧 その他資料 経営審議会委員名簿、上下水道局 出席職員等一覧、 会場配席図、令和4年度上下水道事業決算書 |
| 決定事項 | 1. 令和4年度水道事業・下水道事業経営評価及び施策評価の報告を受け、外部評価として了承した。 2. 次回開催日程及び開催方法については、事務局から調整のうえ決定することとした。 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 公開 |

| | |
|----------------------|--|
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍聴者の数 | 0人 |
| 所管部署 (事務局) | 上下水道局 経営戦略室 上下水道計画課 |
| 審議内容 | |
| 案件(1) | 令和4年度水道事業経営評価・施策評価について |
| 事務局： | (資料1、資料2-1・2-2に基づき、ビジョンの推進(評価)、水道事業経営評価について説明) |
| 山城委員： | 資料2-2、6ページ「(11)管路更新率」のところで、平成30年度から令和4年度の推移表で管路の更新率が減少していると記載されています。管路の更新率が減少している要因をお答え願います。 |
| 事務局： | 管路の更新につきましては水道施設整備基本計画に基づき、今後10年間で実施すべき具体的な取り組みとして、短期整備計画を定めています。その中で管路が破損した場合に社会的影響が大きい中大口径基幹管路の更新、耐震化を優先的に取り組んでいます。そのため、1メートルあたりの工事費が小口径管路の工事費と比べ高いため、結果として施工延長が減少しています。 |
| 山城委員： | 法定耐用年数である40年を過ぎた管路が増えている中で更新率が上昇しないことは市民にとって気になるところです。資料では大口径管路や国道など緊急交通路に埋没された管路の更新を優先的に進めていると記載があります。水道管について大中小など口径の規格について教えてください。 |
| 事務局： | 明確な基準が設けられているわけではありませんが、200ミリメートル以上の口径を中口径としています。 |
| 山城委員： | やはり、更新率がなかなか向上しないということに意識が向いてしまいます。対策は効果的に行われていると思いますので評価のところに対象人口の多い地区の整備を行ったなど、優先順位の高い地区を整備している旨を記載した方が、市民の方が見られた際により安心されると思います。 |

- 真山会長： 資料の評価方法では、管路の更新延長である距離を基にしているため管路更新に伴う効果等を示すことが難しいと思います。
評価の説明について公表の仕方を変えるといったことは簡単に取り組むことができるかと思いますが、最終的には資金の問題がありますので、水道料金収入等の資金調達の方法を踏まえた根本的な解決について今後検討ください。
- 事務局： (資料3-1・3-2・3-3、参考資料1に基づき、水道事業施策評価について説明)
- 河本委員： 資料3-2、10ページ「6.財政基盤の強化」、具体的取組6-④について、大口需要者割引制度は事前協議を行った上、申請書を提出しますが、申請書を実際に提出された大口需要者は何件程度あったのでしょうか。
また制度を実施した結果、上下水道局全体としての収益は増加しているのか、割引制度によって減少しているのかお答えください。
- 事務局： 令和4年度では大口割引制度の利用実績として4件の新規事業者が承認されています。また令和5年10月末時点で53件の事業者が大口割引制度を利用しており、約400万円の減額をしている状態です。
割引制度自体は主に地下水利用から水道使用への切り替えや事業拡大に伴う水道利用水量の増加を制度の効果としております。過去の実績に基づいた基準水量を設け、基準値を超えた分の水量について割引を行うことでこれまで地下水を利用していた大口事業者に対して、地下水からの切り替えについてメリットを提示することができ、水道の使用に移行を促せる見込みです。
- 河本委員： 大口割引制度の主旨は理解できました。実際に地下水利用者は減ったのでしょうか。割引制度を行うことで上下水道局の収入が減少していると思われま。減収分を考慮しても今後も続けていくことが良い制度ということですか。
- 事務局： 実際に地下水を利用している方がこの制度を利用して地下水利用をやめたという実績はまだありません。ただ、地下水設備等に何か異常があった場合などに、この制度を利用して水道利用に切り替えることができます。
- 真山会長： 河本委員のご質問を平たく言いますと、この制度を導入して、上下水道局が儲かったかどうかということだと思います。
制度を導入したことによる、収入減という点だけで単純に比較するのは難しいと思いますが、制度がある場合とない場合という点で、地下水利用を抑制できた等、数字に表れない様々な効果が有ると思いますが、感想程度で構いませんのでこの

制度を導入することによる収入に対する影響はどうでしたか。お答えください。

事務局： 今まで地下水を使用されていた方が基準値を超えて、水道を利用されています。その部分につきましてはプラスとなっています。

河本委員： 大口割引制度を利用する適用条件の中に令和3年度以降、新たに地下水の利用を開始していないことが要件として定められていますが、令和3年度以前から地下水を利用していた方については割引の対象になるのでしょうか。

事務局： 令和3年度以前から地下水を利用している場合につきましてはそのまま、地下水を利用した状態で割引制度を受けることができます。つまり、新たな地下水の利用を抑制できます。

真山会長： 今後、大口需要者が新規で地下水を利用することを抑制する効果があるかと思っています。令和4年度では割引のために約400万円程度の収入減が発生していると説明いただきましたが、今後の地下水利用を抑制するという点で効果のある投資であったということでしょうか。

事務局： はい。抑制するという点で一定の効果が見込めております。

笠原委員： 枚方市では地下水利用者から下水道使用料を徴収する際に、下水道メーターを使用していたかと思えます。単純に水道使用量と下水道使用量の差がそのまま地下水の利用状況としてみることは難しいかと思われそうですが、おおよその推定はできるかと思えますので、この先の料金体系の検討に向けて動向を調査した方がよいかと思えます。

真山会長： 大口利用者の地下水利用への転換を減らすだけでなく、地下水の利用量が減少していることを証明することができれば制度の効果がより明確になるかと思えます。
測定が難しい箇所ではありますが水道使用量と下水道使用量の差等の情報から効果が見えるようご検討ください。

山城委員： 資料3-2、9ページ「6.財政基盤の強化」、指標について達成状況を「4」と評価していますが、具体的取組6-①、令和4年度指標計画が508.4%に対し令和4年度の実績が402.8%とかなり抑制されているように思えますが評価を「5」ではなく「4」にしている理由は何でしょうか。

事務局： 給水収益が前年度、前々年度と大きく向上していないため評価を「4」としています。

案件（2） 令和4年度下水道事業経営評価・施策評価について

事務局： （資料4-1・4-2に基づき下水道事業経営評価について説明）

河本委員： 下水道事業会計決算書 102 ページに記載されている令和4年度汚水処理原価は152.02円ですが、資料4-2、3ページ「(6) 汚水処理原価」では152.08円となっています。決算書の数値と資料の数値が異なっている理由は何ですか。

事務局： 資料4-2、3ページに記載されている152.08円が誤りのため、決算書の数値152.02円に修正します。その他の数値についても再度確認し、決算書の数値へ修正します。

河本委員： 資料4-2、4ページ「(8) 水洗化率」のところでは枚方市では平成30年度に住居系地域が概成していると記載がありますが、枚方市全体の下水道整備計画面積が5,228ヘクタールに対して整備面積が3,480ヘクタールであり、残る1,748ヘクタールがまだ整備されていない地区です。
住居系地域が概成しているということは残る未整備の地区は市街化調整区域やその他人口の少ない地区になるかと思いますが、それらの地域に対して水洗化を進める際に下水道整備を行う場合と公設合併浄化槽を設置する場合、住民と上下水道局の双方に対して望ましい方はどちらですか。

事務局： ケースバイケースであり一概にどちらが良いとお答えすることはできません。公設浄化槽については対象となる地区や建築年度等について条例で定めており、現在、公設浄化槽の設置を推進する方針はございません。
費用対効果につきましては、地区の状況によって異なるため判断することが難しい状況です。

河本委員： 未整備地区に下水道整備を行う際に、整備のための交渉が難航することや人口の少ない地域に対して水洗化を行った場合、施工延長が長くなり工事費が高くなること、広い宅地においては、受益者負担金が大きくなるなどの課題があるかと思っています。
他市では浄化槽の設置に補助を出している例もあり、下水道整備を行うよりも合併浄化槽を設置した方が費用を抑えることができるのではないかと思いますので検討して水洗化を進めていただければと思います。

事務局： まず、水洗化の前に下水道整備というものがあります。下水道整備を行うと法律や条例に基づき改造義務が発生し、3年以内に汲み取り便所や浄化槽の改造をしていただくことになります。未整備地区については下水道整備を進めていく必要がありますが、地区の状況により難しい点もあるため、それぞれの状況に応じた対応を行います。

真山会長： 主要な地区の下水道整備が完了していく中で今後、さらに整備地区を広げていくかどうかを検討する必要があるかと思います。場合によっては水洗化を進めた場合に、現在使用している浄化槽をそのまま使用するよりも市民の経済的負担が大きくなってしまうこともあると思います。この場合、市から補助や支援を行うのでしょうか。

事務局： 供用開始地区につきましては3年以内に公共下水道へ接続を行う必要があります。3年を超えた方には水洗化促進として勧告文書を送付し接続のお願いをしています。補助金については、3年以内の方を対象に実施しており、その他、3年を超える方も含めて融資斡旋を行っています。

真山会長： 水洗化は進めていかなければならない事項ではあるかと思いますが、経済的な面等で協力を得ることが難しい地区もあるかと思われまので柔軟な対応をお願いします。

中島委員： 浄化槽を利用されている企業で浄化槽が老朽化等によって故障してしまったら、下水の処理ができなくなりますが、その際はどうすればいいのでしょうか。下水道を利用したくても、下水道が整備されていない場合です。また現在、浄化槽を設置しているところは、下水道使用料を負担しているのでしょうか。この2点について確認させてください。

事務局： 浄化槽の故障については、局の立場としては修理していただきたいということになります。また現在、浄化槽を使用されている所は、下水道使用料は発生していません。

中島委員： 東部企業団地ですが、下水道整備の要望をしているものの、まだ整備ができていません。浄化槽の設備も古くなってきており、その更新も1日や2日で簡単に実施できない場合、企業団地としてどのような対応になりますか。更新に数か月を要した場合は企業活動に支障が生じると思われるため、早期に下水道の整備をお願いします。

- 事務局： ご要望につきましては、以前の審議会においてもいただいておりますので、認識しております。
- これまでもご説明させていただいておりますように、非常に道路が狭く、NTTやガスなどの地下埋設物も多いため整備が困難な状況です。道路の拡幅など、今後の動向を見ながらご希望に添えるように努めたいと考えています。
- 事務局： (資料5-1・5-2・5-3、参考資料1に基づき、下水道事業施策評価について説明)
- 山城委員： 資料5-2、9ページ「8.財政基盤の強化」、具体的取組8-①について水道事業施策評価と同様の質問になるのですが、企業債残高対使用料収益比率において令和4年度指標計画値が622.7%に対し、令和4年度実績値が538.1%と大きく下回っています。
- 実績を出した箇所については評価を「5」にしてよいかと思われませんが、評価を「4」としている理由をお答えください。
- 事務局： 事業費に対して企業債の充当割合が多く、本来であればもっと自己資金を投入するほうが好ましいものですので、評価を「4」としています。
- 令和10年度以降、企業債残高が減り自己資金を投入する余力が生まれますので、その際には評価が「5」になると考えます。
- 山城委員： 令和4年度実績では、一般会計繰出金の財源となる交付税の確保を行ったとの記載がありますが、これは自己資金には該当しないのでしょうか。
- 事務局： こちらの交付税は一般会計の歳入となりますので、企業会計の財源には該当しません。
- 笠原委員： 資料5-2、1ページ「1.下水道施設の改築・修繕」、取り組みの方向性について雨天時浸入水などを原因とする降雨時の汚水量増加問題といった不明水の取り扱いについて方向性を示していますが、同ページ内の具体的取組の中に不明水対策について反映されていないように思われます。
- 指標1-(2)管路調査点検実施率については不明水対策の内容を含んでいるのでしょうか。
- 事務局： 指標1-(2)につきましてはストックマネジメント計画に基づき実施した管路点検の達成率を見るための指標でありますので、不明水対策についての実績は含んでおりません。

笠原委員： 取組の方向性の中で不明水対策について記載をしていますので、指標や具体的取組の中に何らかの形で反映できたらと思います。

河本委員： 広報の関係になりますが、新中宮浄水場の排水池上部をヒートアイランド現象の緩和を目的に緑地にすると「新中宮浄水場通信 第4号」に記載がありましたが、この緑地とは具体的にどのようなものですか。

事務局： 天然の芝生を想定しております。

河本委員： ヒートアイランド現象の緩和ということは、「枚方市開発事業等の手続等に関する条例9条（4）みどりの基本計画の理念に基づき、開発区域内の緑化に努めるとともに、緑のまちづくりの推進を図ること」に基づいて緑化に努めていただいていると思いますが、楠葉中央公園の雨水貯留槽の上や春日受水場では天然の芝生ではなく人工の芝生などが設置されています。この違いについてお答えください。

事務局： 新たに建築物を建てる際にはその時点の緑化に関する条例が適用されますが、建築物ではない公園などは、その限りではない場合があるのではないかと考えます。

案件（3） **その他**

事務局： （令和5年度第3回審議会の開催及び日程調整について説明）

以上